東京都千代田区飯田橋 4-7-6 6F キリスト教福音宣教会

本宣教会は、韓国において本日出された当宣教会の創設者・鄭明析牧師に対する判決について、下記のとおり表明いたします。

記

本宣教会は、本日(2023年12月22日)、本宣教会の創設者である鄭明析牧師に対して、「無罪推定原則\*'」と「罪刑法定主義\*2」という憲法上の原則に反し、正当かつ公正な手続きが行われないまま、懲役23年という第一審判決が下されたことについて、深く遺憾と憂慮の意を表します。

- ※1 有罪の判決が確定するまでは被告人を無罪と推定する原則
- ※2 どのような行為が犯罪になり、どのような刑罰が科せられるかなど、犯罪と刑罰の具体的な内容が定められていなければならないという原則

鄭明析牧師は昨年、本宣教会を離れた人たちから、性被害を理由として告訴されましたが、 これまで誠実に堂々と裁判に臨んできました。

そして本宣教会は、同牧師に対する裁判が、宗教に対する先入観やメディアの歪曲・誇張・ 偏向された報道により否定的になった世論の影響を受けず、事件だけに焦点を合わせて公正 に行われることを固く信じてきました。

しかし、裁判進行の手続と過程においては「無罪推定原則」が守られず、裁判所の偏向的な態度が数多く確認されました。裁判所は、鄭明析牧師の判決が出ていない段階で、幇助(ほうじょ)したとされる他の女性信徒たちに対して、同牧師が有罪であるという前提で有罪判決を下しました。

また、「罪刑法定主義」の原則に反し、洗脳を通じた抗拒不能(反抗できない状態)という 不明確な理論に基づいて、裁判を進行しました。公正な裁判をこれ以上期待できない状況と なり、本宣教会の会員たちは、街頭に出て公正な裁判を求める集会なども行いました。

それにもかかわらず、本日、到底納得できない判決が下されました。本宣教会の信徒たち の痛む心情は、表現のしようがありません。

鄭明析牧師は、聖書に基づく敬虔な信仰と、各自の個性を発揮する自由な生き方を示して、本宣教会が創設された 1978 年から今日に至るまで、一貫した姿で神様の前に真実な人生を守ってきました。そして、同牧師の信仰の模範は世界 70 ヶ国に至るまで伝わりました。

同牧師は、「武力に対しては平和と真理で、不義に向かっては断固とした拒否で、悔い改めに対しては赦しで、過去よりは未来に向かって行く、"義の戦い"」を教えてきました。誤解と迫害を受けている今もなお、神様を信じる信仰人としての姿勢を失わず、真実は必ず勝利するという固い信念で、「義の戦い」を続けています。本宣教会もまた、志を同じくして誠実な「義の戦い」を共にしてまいります。そして最後には、鄭明析牧師の潔白が明らかになることを信じます。

以上